

## 蒲郡市要望道路取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地元から要望された道路築造に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要領は、蒲郡市要望道路取扱審査会（以下「審査会」という。）において必要と認められたものに関して、地元の状況を把握しながら適宜、道路築造の推進を図ることを目的とする。

### (要望の方法)

第3条 道路築造を要望しようとする地元は、要望代表者が地元総代と連名で、要望道路申請書（第1号様式）により市長に提出しなければならない。

### (要望要件)

第4条 要望道路は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 要望道路の築造に支障となる土地その他の物件の関係者全員の同意書（第2号様式）が添付されていること。
- (2) 幅員が6 m以上あること。
- (3) 原則として起終点の土地が4 m以上の公道に接していること。
- (4) 代替地を必要としないこと。

### (審査)

第5条 市長は、第3条の申請を受けたときは速やかに審査会に諮り、内容を審査し、審査結果を要望道路審査結果通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

### (買収価格)

第6条 買収価格は、要望道路の起終点に係る物件については原則として不動産鑑定評価に基づいた評価額とし、他の物件については評価額の50%とする。

### (物件移転補償)

第7条 補償は、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき行うものとし、原則として支障となる物件のみを補償するものとする。

### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

要望道路申請書

蒲 郡 市 長 様

総 代 住所  
氏名  
電話 \_\_\_\_\_

要望代表者 住所  
氏名  
電話 \_\_\_\_\_

要望道路取扱要領第3条の規程に基づき、下記により必要書類を添えて申請いたします。

記

1 申請道路

蒲郡市	町	地先から	延長	m
		地先まで	幅員	m

2 申請理由

3 添付書類

- (1)位置図
- (2)平面図
- (3)公図写
- (4)土地所有者、家屋所有者等の同意書（第2号様式）



第3号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

総代 様

蒲郡市長

要望道路審査結果通知書

令和 年 月 日付で要望道路取扱要領に基づき申請のありました下記の道路について、審査の結果を通知します。

記

1 申請道路

蒲郡市	町	地先から	延長	m
		地先まで	幅員	m

2 審査結果